

2020年3月

お客さま各位

群馬県信用組合

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」・ 「民法改正」を踏まえた預金規定等改定および「電子化」のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当組合は、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」および2020年4月1日施行「民法改正」を踏まえ、下記のとおり各種預金規定及びその他規定を2020年4月1日より改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

また、本改定にあわせて、環境に配慮した取り組みの一環として、預金規定等の「電子化」を行い、改定後の規定を当組合ホームページに掲載させていただきますので、誠に勝手ではございますが、改定日以降、預金取引規定集の配付を終了（※）させていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※印刷した規定の交付をご希望の場合は、当組合窓口へお申し出ください。

記

1. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた改定

2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。

また、既にお取引のあるお客さまにおかれましても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当組合が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。加えて、当組合が確認した情報や資料の内容によっては、一部のお取引を制限等させていただく場合があります。

<主な改定内容> (例：普通預金規定)

- (1) 「解約等」の条項に「マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合」を追加します。
- (2) 当組合が求める情報や資料のご提出について適切にご対応いただけない場合等に、お取引を制限等させていただく場合があること等を記載した「取引の制限」を新設します。

※普通預金規定以外の各種預金規定についても同様の改定を行います (条項番号は、各種預金規定により異なります)。

【参考】普通預金規定 (抜粋)

「取引の制限」条項の新設 (下線部)

12. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

「解約等」条項での一部追加・変更（下線部）

13.（解約等）

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
- ②この預金の預金者が前記第10条第1項に違反した場合
- ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) ～ (5) 省略

2. 「民法改正」を踏まえた改定

<主な改定内容>（例：普通預金規定）

- (1) 「成年後見人等の届出」条項に、成年後見人等ご本人についても、補助・保佐・後見が開始された場合に届出していただくことを追加します。
- (2) 各種規定の変更時の周知方法・適用時期について明確化した「規定の変更等」条項を新設（または改定）します。

※（1）、（2）は普通預金規定以外の各種預金規定、（2）は各種預金規定以外の各種規定についても同様の改定を行います（条項番号は、各種規定により異なります）。

【参考】普通預金規定（抜粋）

「成年後見人等の届出」条項の一部追加（下線部）

8.（成年後見人等の届け出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) ～ (5) 省略

「規定の変更等」条項の改定（下線部）

17.（規定の変更等）

（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由がある
と認められる場合には、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法
で周知することにより、変更できるものとします。

（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

（3）定期預金の満期日前解約の取扱について、「預金の解約、書替継続」条項で明確化し、
それに対応して「利息」条項も改定します。

※自由金利型定期預金（M型）規定以外の各種定期性預金規定についても同様の改正を
行います（条項番号は、各種定期性預金規定により異なります）。

【参考】自由金利型定期預金（M型）規定（抜粋）

「預金の解約、書替継続」条項の新設（下線部）

13.（預金の解約、書替継続）

（1）この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はでき
ません。

（2）この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章
により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。

（3）、（4）省略

「利息」条項の追加・変更（下線部）

5.（利息）

（1）～（3）省略

（4）この預金を第13条第1項により満期日前に解約する場合および第13条第3項お
よび第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたとき
は最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率
（小数点第4位以下は切捨てます。）によって（複利型については6か月複利の方
法により）計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われ
ている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）
と期限前解約利息との差額を精算します。

（以下、省略）

3. 各種規定適用開始日

2020年4月1日（水）

4. 改定する預金規定等につきましては、以下の表のとおりです。

規定等名称	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」に関する改定	民法改正		
		新設・改定	規定の変更時の周知方法等の条項の	預金者の後見人等の後見開始の際の届出に関する改定
当座勘定規定	○	○	○	
当座勘定規定（専用約束手形口用）	○	○	○	
普通預金規定	○	○	○	
無利息型普通預金規定	○	○	○	
貯蓄預金「わくわく家族」規定	○	○	○	
通知預金規定	○	○	○	
納税準備預金規定	○	○	○	
定期性総合口座規定	○	○	○	
定期性総合口座規定（無利息型普通預金）	○	○	○	
自由金利型定期預金（M型）規定	○	○	○	○
自由金利型定期預金規定	○	○	○	○
期日指定定期預金規定	○	○	○	○
変動金利定期預金規定	○	○	○	○
まるまる定期預金規定	○	○	○	○
自動継続まるまる定期預金規定	○	○	○	○
財形住宅預金規定	○	○	○	○
財形年金預金規定	○	○	○	○
財産形成期日指定定期預金規定	○	○	○	○
定期積金規定	○	○	○	○
キャッシュカード規定		○		
ICキャッシュカード特約		○		
デビットカード取引規定		○		
キャッシュ&ローンカード規定		○		
けんしんようカードローンカード規定		○		
Pay-easy（ペイジー） 口座振替受付サービス利用規定		○		
インターネットバンキングサービス利用規定		○		
法人向けインターネットバンキングサービス 利用規定		○		
夜間金庫規定		○		
貸金庫規定		○		
全自動貸金庫規定		○		
振込規定		○		

以上